

石川県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業費補助金 交付要綱

(通 則)

第1 石川県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（令和5年5月8日付け医政発0508第12号・健発0508第6号・薬生発0508第4号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）、「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」（令和5年5月8日付け厚生労働省発医政0508第13号・厚生労働省発健0508第10号・厚生労働省発薬生0508第58号厚生労働事務次官通知）及び石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2 この補助金は、新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療を提供する医療機関（以下「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関」という。）において、入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療資器材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくならないようにするため、必要な病床及び医療資器材等についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第3 補助金の交付対象は、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があり、G-MIS上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関のうち知事が適当と認めた者とする。（ただし、令和4年度以前に石川県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業補助を受けていない医療機関に限る。）

(補助対象経費)

第4 補助金交付の対象となる経費は、別表に定めるとおりとする。

(補助対象期間)

第5 この補助金の対象となる期間は、令和5年4月1日から9月30日までとする。

(交付額の算定方法)

第6 補助金の交付額は、次の（1）（2）により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（1）別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付条件)

第7 補助金の交付の決定にあたっては、次の条件を付すものとする。

(1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上(事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上)の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(以下、「適正化令」とする)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(3) 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上(事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上)の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

(4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(5) 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第8 補助金の交付決定を受けようとする者は、補助金交付申請書並びに実績報告書(様式第1号)に所要額精算書(様式第2号)、実績額内訳書(様式第3号)、その他の関係書類を添えて、当該年度の10月31日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第9 知事は、前条の規定により提出された書類を確認の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、申請者にその旨を通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第10 事業の完了後、この補助金の精算払いを受けようとするときは、精算払請求書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の報告)

第11 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、仕入控除税額報告書(様式第6号)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の全部または一部を県に納付させることがある。

(その他)

第12 特別の事情により第8に定める手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによることができるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別 表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>(1) 初度設備費 133,000 円 (1 床あたり)</p> <p>(2) 簡易陰圧装置 4,320,000 円 (1 床あたり)</p> <p>(3) HEPA フィルター付空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る) 905,000 円 (1 施設あたり)</p> <p>(4) HEPA フィルター付パーテーション 205,000 円 (1 台あたり)</p>	<p>(1) 新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費 (消耗品費) 及び備品購入費</p> <p>(2) ~ (4) 医療機関の設備整備に必要な使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>	<p>10分の10</p>

※ただし、(3)、(4)については、令和5年5月8日～令和5年9月30日分までを対象とする。